

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

輪之内町は、予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

輪之内町長

公表日

令和5年8月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。</p> <p>また、新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種の実施及び接種履歴管理 2. 予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 3. 給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 4. 給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 5. 予防接種実費徴収 6. 新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>7. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表第一の10の項(予防接種法) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第8号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠): 番号法第19条第8号 別表第二 16の2項、17項、18項、19項</p> <p>(情報提供の根拠): 番号法第19条第8号 別表第二 16の2項、3項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課 健康推進係
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 庶務係 岐阜県安八郡輪之内町四郷2530-1 0584-69-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

総務課 庶務係 岐阜県安八郡輪之内町四郷2530-1 0584-69-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	I-1-② 事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者であって政令で定めるものに対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、予防接種の記録・報告、実費徴収等の事務を行う。</p> <p>番号法別表1項番 10 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であり、以下を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種の実施 2. 予防接種の実施の指示 3. 予防接種の実施に必要な協力 4. 給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 5. 給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答 6. 実費の徴収 	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種の実施及び接種履歴管理 2. 予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 3. 給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 4. 給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 5. 予防接種実費徴収 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事後	
平成29年8月1日	I-1-③ システムの名称	予防接種履歴管理(エクセルファイル)	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
平成29年8月1日	I-2 特定個人情報ファイル名	予防接種履歴管理ファイル	健康管理システムファイル	事後	
平成29年8月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第10項並びに予防接種法第5条等	番号法第9条第1項、別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	事後	
平成29年8月1日	I-4-① 実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成29年8月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の17,18,19の項並びに予防接種法施行規則第10条等	番号法第19条7号、別表第二の16の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
平成29年8月1日	I-5-② 所属長	福祉課長 田中 久晴	福祉課長 菱田 靖雄	事後	
平成29年8月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	
平成29年8月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	
平成30年8月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年8月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
平成30年8月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年8月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	I-5-② 所属長の役職名	福祉課長 菱田 靖雄	福祉課長	事後	評価様式の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ リスク対策	※項目なし	※全項目追加	事後	評価様式の変更
令和2年6月19日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和2年6月19日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	I-1-② 事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種の実施及び接種履歴管理 2. 予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 3. 給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 4. 給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 5. 予防接種実費徴収 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。</p> <p>また、新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種の実施及び接種履歴管理 2. 予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 3. 給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 4. 給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 5. 予防接種実費徴収 6. 新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事前	記載内容の追加
令和3年2月22日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	番号法第9条第1項、別表第一 項番10、93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	事前	記載内容の追加
令和3年2月22日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の16の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	番号法第19条第7号及び別表第二 別表第二における情報照会の根拠:16の2、17、18、19、115の2 別表第二における情報提供の根拠:16の2、17、18、19、115の2	事前	記載内容の追加
令和3年2月22日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月22日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	
令和3年6月22日	I-4-② システムの名称	番号法第19条第7号及び別表第二別表第二における情報照会の根拠:16の2、17、18、19、115の2 別表第二における情報提供の根拠:16の2、17、18、19、115の2	番号法第19条第8号及び別表第二別表第二における情報照会の根拠:16の2、17、18、19、115の2 別表第二における情報提供の根拠:16の2、17、18、19、115の2	事前	法改正に伴う変更 (令和3年9月1日施行)
令和3年6月22日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年6月22日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年9月8日	I-1-② 事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。また、新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種の実施及び接種履歴管理 2. 予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 3. 給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 4. 給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 5. 予防接種実費徴収 6. 新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。また、新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種の実施及び接種履歴管理 2. 予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 3. 給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 4. 給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 5. 予防接種実費徴収 6. 新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 7. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月8日	I-1-③ 法令上の根拠	健康管理システム、団体宛名統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年9月8日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二別表第二における情報照会の根拠:16の2、17、18、19、115の2 別表第二における情報提供の根拠:16の2、17、18、19、115の2	・番号法第19条第7号及び別表第2(別表第二における情報提供の根拠)16の2、16の3、115の2 (別表第二における情報照会の根拠)16の2、17、18、19、115の2 ・番号法別表第二の主務省令を定める事務及び情報を定める命令 第13条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事後	
令和4年7月1日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一 項番10、93の2 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	・番号法第9条第1項、別表第一の10の項(予防接種法) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年7月1日	I-4-② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2(別表第二における情報提供の根拠)16の2、16の3、115の2 (別表第二における情報照会の根拠)16の2、17、18、19、115の2 ・番号法別表第二の主務省令を定める事務及び情報を定める命令 第13条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	情報照会の根拠):番号法第19条第8号 別表第二 16の2項、17項、18項、19項 (情報提供の根拠):番号法第19条第8号 別表第二 16の2項、3項	事後	
令和5年8月2日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	
令和5年8月2日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	